

Subject: [hirt:2276] 法制問題小委員会平成20年度・中間まとめに関する意見

Date: Mon, 10 Nov 2008 14:59:34 +0900

---

1. 団体
2. (株)日立製作所 Hitachi Incident Response Team／代表 寺田真敏
3. 〒212-8567 神奈川県川崎市幸区鹿島田 890 新川崎三井ビル
4. 044-555-0894 / hirt@hitachi.co.jp
5. 第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について(P 29 ページ)
6. インシデントレスポンスチームは、脆弱性を利用して Web サイトに侵入しページを改ざんするなど、情報セキュリティに関係する人為的事象の発生を解決する／予防する活動を推進している組織です。インシデントレスポンスチームでは、人為的事象の発生した際には、プログラムを動かして検証する手法やリバース・エンジニアリングを用いて動作解析することで原因究明を早急に推進しなければなりません。また、人為的事象の発生を予防するために、同様な手法で開発する製品や導入する製品のセキュリティ品質を確認する必要があります。特に、導入する製品については、ソースコード提供される場合だけではないため、リバース・エンジニアリングを含むさまざまな動作解析手法が利用できることはセキュリティ品質を維持する上でも必要不可欠となっています。

しかし、現状、自ら利用者としてリバース・エンジニアリングしようとする場合でも、他者からの依頼／委託によりリバース・エンジニアリングをしようとする場合でも、現行著作権制度のために、逡巡してしまったり、海外で実施せざるを得ないという状況にあります。

さらに、コンプライアンス精神の高い日本企業において、明確にリバース・エンジニアリングが適法であるという規定がなければ、必要があってもリバース・エンジニアリングを実施できない（実施しにくい）、正しい行為であると思っけていても踏み出さない（踏み出せない）状況にあります。

上述の通り、インシデントレスポンスチームは、人為的事象の発生を解決する／予防するための原因究明や問題解決が使命となっていますが、リバース・エンジニアリングを含む、さまざまな動作解析手法を必ずしも利用できる状況にあるとは言えません。

「(4) まとめ 以上のとおり、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについては、相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的のための調査・解析について・・・」とまとめられています。障害の発見等の中に、脆弱性の確認も含まれていると考えておりますが、プログラムの脆弱性を悪用したシステム侵害発生を低減させ、安全な情報セキュリティシステムを実現していくためにも、「相互運用性の確保、障害の発見や脆弱性の確認等」というように、脆弱性の確認についても明記することを検討して頂きたいと考えております。

- 
1. 団体
  2. (株)日立製作所 Hitachi Incident Response Team／代表 寺田真敏
  3. 〒212-8567 神奈川県川崎市幸区鹿島田 890 新川崎三井ビル
  4. 044-555-0894 ／ [hirt@hitachi.co.jp](mailto:hirt@hitachi.co.jp)
  5. 第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について(P 27 ページ)
  6. インシデントレスポンスチームでは、情報セキュリティに関係する人為的事象の発生を解決する／予防する活動を推進する際に、他者からの依頼／委託により活動を開始することが多々あります。

すなわち、相互運用性の確保や障害の発見等のプログラム表現の確認作業にあたり、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者」から委託を受けて作業を実施する機会が多いこととなります。また、その委託作業は、「次のような要件を基本として考えることが適当である」と考える。プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者であること。」の一部に含まれると考えております。

つきましては、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者」から委託を受けて作業を実施する場合についても、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者であること。」の延長にあることを明記するなど、ご配慮をお願いしたいと考えております。

- 
1. 団体
  2. (株)日立製作所 Hitachi Incident Response Team／代表 寺田真敏
  3. 〒212-8567 神奈川県川崎市幸区鹿島田 890 新川崎三井ビル
  4. 044-555-0894 ／ [hirt@hitachi.co.jp](mailto:hirt@hitachi.co.jp)
  5. 第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について
  6. リバース・エンジニアリングに係る法的課題については、その動向を注目しており、著作権分科会 法制問題小委員会のページ (<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/index.html>)も適宜参照しております。2008年11月10日現在、上記ページの平成20年第7回(2008年8月20日)、平成20年第8回(2008年9月4日)、平成20年第9回(2008年9月19日)の審議内容については、未掲載状態となっておりますので、議事録等による公開をお願いいたします。
-